

令和6年10月15日

所属長 各位

三木町長 伊藤 良春

令和7年度予算編成方針について

令和7年度の予算編成方針を次のとおり定めましたので、三木町予算規則第3条の規定に基づき通知します。

記

1 国の経済情勢

我が国の経済は、コロナ禍による落ち込みから回復し、本年の春季労使交渉では、1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げが実現、企業の設備投資も史上最高の水準にあるなど、デフレからの完全脱却、成長型の経済を実現させるチャンスを迎えている。今後は、足元の賃金上昇を構造的な賃上げに結び付けるとともに、官民連携による前向きな投資を喚起することで「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現し、我が国経済をこれまでの延長線上にない新たなステージへ導き、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを大きく前へと進める必要がある。政府は、そのために「社会課題解決をエンジンとした生産力向上と成長機会の拡大」「誰もが活躍できる Well-being が高い社会の実現」「経済・財政・社会保障の持続可能性の確保」「地域ごとの特性・成長資源を活かした持続可能な地域社会の形成」「海外の成長市場との連結性向上とエネルギー構造転換」の5つのビジョンを達成目標に掲げている。

2 本町の財政状況

本町の財政状況は、財政健全化法に基づく、健全化判断比率等の財政指標において、現在は健全性を確保しているところではあるが、近年は、超高齢社会の進行による社会保障関係費の増加に加え、エネルギー価格や人件費の高騰による各種経費の増加など、経常的な経費の大幅増加が、町財政に深刻な影響を与えている。さらには、来年度以降も認定こども園の整備を始めとした大型普通建設事業に加え、町有施設の老朽化に伴う修繕等が多く計画されていることもあり、本町の財政運営はこれまでにない厳しい状況に陥っていくことが見込まれる。

3 予算編成の基本方針

上述のとおり、本町の財政状況がより一層厳しさを増していくことは明白であり、これまでのように全ての施策を実施することは困難である。限られた行財政資源の選択と集中を押し進め、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底することで、身の丈に合った持続可能な財政運営を目指さなければならない。

そのため令和7年度の予算編成にあたり、以下5つの基本事項を示すこととする。

(1) 「スクラップ・フォー・ビルド」の徹底

町が持つ行財政資源には限りがあることを自覚し、前年度踏襲とすることなく、既存の事業についてゼロからの見直しを行うこと。特に新規・拡充事業については、既存事業の廃止・縮小を検討し、必要な財源を捻出するよう努めること。

(2) 行政デジタル化の推進

I C T技術やA Iの積極的導入により、デジタルトランスフォーメーションを推進し、全ての人にデジタルを活用した「早い・簡単・丁寧」な住民サービスを提供するとともに、業務効率化を図ることで経費削減に努めること。

(3) カーボンニュートラルの実現

2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを実現するために、町民や事業者と協働してグリーントランスフォーメーションを積極的に推進すること。

(4) 将来を見据えた予算編成

長期的に支出が見込まれる事業や後年度に多額の経費が見込まれる事業については、真に必要な施策かどうかを十分に検討し、事前に綿密な事業計画を立てた上で、可能な限り単年度に負担が偏らないよう、財政的に無理のない要求を行うこと。

(5) 一般財源の抑制・特定財源の確保

一般財源の支出が多額となる事業は、特に費用対効果を十分検討し、徹底した一般財源の抑制に努めつつ、国・県の動向を注視し特定財源の獲得にも努めること。

また、特定財源を伴わない経常経費については、令和6年度当初予算額の範囲内で要求すること。

重点事業として予算の優先配分を行うものは、以下の4事業とする。

【令和7年度の重点事業】

- 認定こども園整備及び白山文化センター整備に係る事業
- 公共施設の長寿命化等に係る事業
- 災害に強い安全・安心のまちづくりに係る事業
- 全世代の健康づくりの推進に資する活動の支援事業